

大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書

芦屋市（以下「甲」という。）と、大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、市と企業及び団体等による協働のまちづくりや健康増進等の取り組みにおいて、相互の連携を強化し、市民参画協働による豊かな地域社会の活性化と住民が安心して暮らせる地域づくりに貢献できるよう、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市民参画協働による豊かな地域社会の活性化と住民が安心して暮らせる地域づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 市と企業及び団体等による協働のまちづくりに関すること
- (2) 健康増進に関すること
- (3) 防災・減災及び災害時の対応に関すること
- (4) 青少年育成に関すること
- (5) スポーツ振興に関すること
- (6) 人材育成に関すること
- (7) その他上記各号を達成するため甲及び乙が協議のうえ必要と認める事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

2 前項の規定に関わらず、甲及び乙双方が書面により合意した場合には、本協定を廃止することができる。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たっての知り得た相手方の機密情報をその承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

2 本協定の有効期間満了後も第1項の規定は、効力を有するものとする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関する疑義が生じた場合

には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年1月23日

甲 兵庫県芦屋市精道町7番6号

芦屋市
芦屋市長

(自署)

乙 大阪市北区中之島6丁目2番40号
中之島インテス14階

大塚製薬株式会社 大阪支店
大阪支店長

(自署)